

時給 1,000 円以上の最低賃金を 実現しましょう

署名スタート

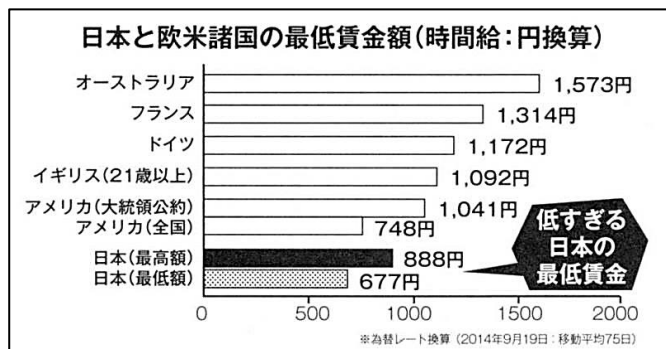
最低賃金ってなに？

「健康で文化的な最低限の生活」（憲法 25 条・生存権）を保障するために、法律で「それを下回る賃金で人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金額のこと。
これを下回る賃金は法律違反で無効となり、少なくとも最低賃金の金額が支払われることとなります。使用者が最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最高で 50 万円の罰金が科されます。

低すぎます！日本の最低賃金 これでは生活できません

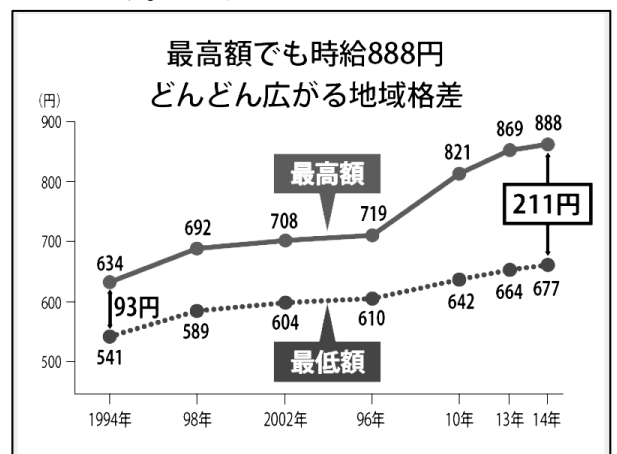
先進諸国では時給 1,000 円以上、月額 20 万円前後が一般的。オーストラリアでは時給 16.37 豪ドル、フランスは 9.53 ユーロです。ドイツでは来年から 8.5 ユーロで全国一律最低賃金制度をスタートさせます。

アメリカでは連邦最低賃金を 7.25 ドルから、10.10 ドルに引き上げる法案が議会上程され、各州が先行して最低賃金を上げる動きとなっています。（下図参照）



ますます広がる地域間格差

日本の最低賃金では、最高の東京都は時給 888 円、最低額の 7 県は 677 円で、211 円も格差があり、毎年その格差は拡大しています。同じ仕事をするなら、労働者は高い賃金の都市部の仕事を求めます。人口は都市部に集中し、地方・地域はますます過疎化・高齢化がすすみ、疲弊してしまいます。（下図参照）



今の最賃では、「人間らしい生活」を保障できない

長野県最賃 時給 728 円
月額 145,600 円
年額 1,747,200 円

1日8時間、月
25 日一生懸命
働いても…

国平均最賃 時給 780 円
月額 156,000 円
年額 1,872,000 円

すべての労働者の賃金引き上げを

長野労連青年部 第16回定期大会開催 若者の連帯目指し 運動方針確立

長野労連青年部は2月27日(金)、高校教育会館にて第16回定期大会を開催しました。

経過報告では、メーデー前夜祭、ビアガーデン、ソフトバレーボール大会などのとりくみを報告しました。青年部は、多くの活動のなかでも仲間とのつながりを特に大事にしてこの1年間の活動を進めてきました。今年度も多くの方に参加していただき、つながりの輪を広げることができたと思います。

運動方針提案では、青年を取り巻く現在の情勢として、安倍政権「雇用制度改革」について、消費増税について、集团的自衛権について、これからの教育について、原発問題について紹介をしました。それらの情勢をふまえ、暮らしや平和を守るための運動方針を提案しました。

質疑・応答では、県教組長水支部、全医労東長野病院支部、長野医療生協労組から、各組合での取り組みや青年の現状が語られ、それぞれの労働環境を知り、お互いの職場への理解を深める機会にもなりました。長野労連青年部の団結を強める大会になりました。

2015年度最初の活動としてメーデー前夜祭があります。新役員を中心に実行委員会を組織し、メーデー前夜祭成功に向けて活動をすすめていきます。ご協力よろしくお願ひします。

長野労連青年部長 中嶋 歩(県教組長水支部)



みんなで力強く団結ガンバロウ (2月27日高校教育会館4F中会議室)

青年部新役員決定。よろしくお願ひします。

部 長	中嶋 歩	(県教組長水支部)
副 部 長	佐藤 拓真	(長野医療生協労組)
事 務 局 長	山崎 勇治	(全医労東長野病院支部)
事務局次長	高野 優	(長野医療生協労組)
幹 事	月又 智広	(全日赤長野)
幹 事	平山 和孝	(全日赤長野)
幹 事	中園 豪	(JMIU 前田製作所支部)
幹 事	長谷川千明	(長野医療生協労組)
幹 事	近藤 拓也	(県教組長水支部)
幹 事	栢木 駿輔	(高教組長水支部)
幹 事	成田 隼	(賛育会豊野労組)
幹 事	阿藤 仁	(県教組長水支部)

加盟組合紹介

JMIU大新土木支部

JMIU 大新土木支部「未払い賃金訴訟裁判」3月31日に判決

2月2日、3日に原告と被告の証人尋問が行われました。長時間にわたって傍聴支援を頂き誠にありがとうございました。

私たち JMIU 大新土木支部は平成23年5月に発足しました。

勤務していた大新土木株式会社に「退職金」「未払い賃金」の支払いを求めて団体交渉を始めましたが、決裁権のない会社総務担当と経営者協会の担当が対応し、唯一の取締役である社長の出席は一度しかなく、しかも開始10分で途中退席するなど、誠意のある対応とはかけ離れており法律違反を犯している認識や態度ではありませんでした。

団体交渉での解決は無理と判断し、訴訟することになりましたが、会社側は執行委員長に対し、でっち上げの「損害賠償訴訟」で対抗してきました。

「退職金」「損害賠償」については判決が確定しましたが、「未払い賃金」については証拠が少ないため結審するまでに約3年間かかりました。判決は3月31日に出されることに決まりました。

社長に対して、社会的責任をはたさせる判決がだされる事を願っています。

今後ご支援をよろしくお願ひします。

JMIU 大新土木支部 書記長 小畑智英